

社会福祉法人[®] 育和会[®]

後援会へのお誘い



社会福祉法人 育和会 のあゆみ

- 1959年 8月 ◇長崎千代・田中隆子・須藤クニの3名、が母と子の幸せのために地域の母子保健センターを目指して、豊島区长崎2丁目に“長橋産婦人科”を開設。
- 1961年 4月 ◇新生児室で託児を始める。
- 1964年 4月 ◇豊島区长崎3丁目に“長橋ベビーセンター”を開設。
(全託30名・日託20名)
- 1967年 4月 ◇東京都美濃部都知事当選。革新都政誕生。
8月 ◇都知事を囲む保育問題懇談会開催。
10月 ◇保育要求都民集会。
- 1968年 4月 ◇未認可保育所施設整備資金貸付説明会開催。
◇乳児専門保育園として認可を受けられるようになり長橋ベビーセンター整備開始。
- 1968年 7月 ◇長橋ベビー保育園開設(定員0歳20名・1歳児30名)
- 1969年 10月 ◇社会福祉法人 育和会 設立。
- 1974年 7月 ◇園舎改築5ヵ年構想スタート。
- 1975年 7月 ◇長橋ベビー保育園後援会結成
- 1979年 7月 ◇長橋ベビー保育園園舎落成
(定員0歳30名・1歳20名・2歳10名となる)
- 1980年 ◇TBS 報道局 堂本暁子氏ベビーホテル問題をキャンペーンでとりあげる。
- 1981年 7月 ◇厚生省「夜間保育の実態」を打ち出す。
- 1982年 ◇全国で夜間保育所8ヶ所設立。
- 1983年 12月 ◇豊島区长崎4丁目住宅を長橋家より贈与を受け、夜間保育園構想具体化。
- 1986年 4月 ◇しいの実保育園開設(定員0～5歳各5名 計30名)
7月 ◇後援会名称“社会福祉法人育和会后援会”となる
- 1988年 4月 ◇長橋ベビー保育園にて幼児保育(3～5歳)開始。
- 1990年 4月 ◇長橋ベビー保育園から**椎名町ひまわり保育園**に改名
- 2001年 7月 ◇中野区旧上鷲宮保育園整備・運営事業者募集に参加し、事業予定者に決まる。
- 2003年 4月 ◇**とちの木保育園**開設
(定員0歳10名、1～5歳各12名 計70名)
- 2009年 4月 ◇**しいの実保育園**が、区立千早第一保育園と合併して100名定員の延長型夜間保育園となる。(千早1-31-5に移転)
- 2009年 10月 旧しいのみ保育園園舎にて子育て支援室**たんぽぽ**開設 一時保育開始
- 2010年 4月 子育て支援室**たんぽぽ**にて子育て広場事業開始
- 2013年 4月 しいの実保育園園舎改築 110名定員となる



一社会福祉法人 育和会 の取り組み一

社会福祉法人“育和会”は、産休明け保育がまだ広がっていなかった当時の保護者の強い願いを受けて、'68年7月に産休明け乳児専門保育園“長橋ベビー保育園（現、椎名町ひまわり保育園）”を開設しました。また、劣悪な保育条件のもとで起きていたベビーホテルにおける乳幼児事故の問題が広がるなか、公的な責任で夜間保育を行うため、'86年4月に夜間専門園として“しいの実保育園”を開設。そして、保育界にも企業・株式会社が参入するようになったなか、営利目的の企業・株式会社ではなく、もっと社会福祉法人が責任をもって保育に取り組んでいこうと、'03年4月に“とちの木保育園”を開設して、保育需要の多様化にいち早く応えるために取り組んできました。

一公立保育園と私立保育園の現状の違い一

保育園は各自治体（区・市など）が設置する公立保育園と社会福祉法人が設置する私立保育園があり、どちらも全額公費負担で運営されています。ところが土地・建物など運営の基本に関わる部分は、公立では全額が公費でまかなわれていますが、私立は非常に低額の補助金に押さえられています。

長橋ベビー保育園は'79年に園舎の改築を行いました。総額1億2千600万円に対して国と都・区補助金は3200万円でした。気の遠くなるような不足分の金額でしたが、子どもたちに少しでも良い環境を与えたいと願う保護者や職員の熱意がひとつになって後援会が結成され、寄付金集めや園債の募集、バザーなどの取り組みが続けられました。こうして地上3階、地下1階、全館空調床暖房、太陽熱が取り入れられた現在の椎名町ひまわり保育園の園舎が完成しました。

しいの実保育園の建設総工費は5,300万円でしたが、国と都の補助は2,322万円でした。不足分は寄付金と借入金でやりくりしました。03年に開園したとちの木保育園は土地は中野区より無償貸与されたものの、建築の総費用が1億9,824万円。それに対して国と都区の補助金は1億842万円。不足分はやはり寄付金・借入金でまかっています。このように私立保育園では、自主努力がなければ園舎の維持が出来がたい状況です。

一育和会后援会への加入のお願い一

社会福祉法人育和会は、発足以来、常に先駆的な保育要求を敏感に感じ取りながら保育運動をすすめてきました。産休明け保育は当園が始めてから20年目でやっと公立保育園でも取り組まれるようになりました。しいの実保育園は東京都の夜間保育園第1号で、2園目が出来たのは17年後の事でした。

私たちはこれからも地域に働く人々や子ども達の幸せのために、保護者と職員が力を合わせ、より良い保育を目指してがんばっていききたいと思えます。

“椎名町ひまわり保育園”“しいの実保育園”“とちの木保育園”と、それぞれの園が作り上げてきた乳幼児保育・夜型延長保育などの保育内容を充実できるよう、ぜひ育和会后援会にご加入していただけたらと思います。どうぞよろしくお願い致します。



社会福祉法人育和会“後援会”会則

第1条（名称） 本会は社会福祉法人育和会後援会という

第2条（事務所） 本会の事務所は、豊島区南長崎3-35-8 椎名町ひまわり保育園内に置く

第3条（組織） 本会は会員をもって組織する。

第4条（目的） 本会は社会福祉法人育和会を後援し、保育事業の推進と会員相互の親睦を図ることを目的とする

第5条（事業） 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う

- 1 社会福祉法人育和会に対する援助・助成
- 2 会員拡大と親睦活動
- 3 会報の発行
- 4 乳幼児保育・夜型延長保育および障害児保育・子育て支援などを充実させるための諸活動

第6条（会員および会費）

- 1 本会の会員は、本会の主旨と目的に賛同し、所定の会費を納入したのもをもってする
- 2 会費の額は年間1000円とする

第7条（役員） 本会に次の役員を置く

会長1名 副会長・書記・会計・会計監査 若干名

幹事は各園より2名以上を選出する

第8条（会議と決議）

本会は次の会議によって運営される

- 1 総会
総会は毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に関き、次のことを決める
イ、役員選出
ロ、会の決算と予算を審査して決める
ハ、会の事業方針を決める

※総会の開催場所は3園で持ち回りで行う。（06年ひまわり・07年しいのみ・08年とちの木）

- 2 総会は会員の過半数の申請により開くことができる
- 3 役員会
イ、役員は総会で決めた会の事業方針に基づいて会を運営していくために役員会を開く
ロ、役員会は会長または役員の過半数に召集によって開く

第9条（役員の任期）

- 1 役員の任期は1年とする
- 2 役員は任期満了後も後任者の責任あるまで、その職務を行う

第10条（会計） 1 本会の経費は会員の会費および寄付金、その他の収入により賄う

- 2 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする
- 3 会計監査を若干名置く。
- 4 通帳の管理に関しては会計責任者が会長に代わって行うことができる

《付記》 この会則は1996年6月28日に会則の一部を改正した

// 2005年6月22日に会則の一部を改正した

// 2006年6月30日に会則の一部を改正した

// 2011年6月10日に会則の一部を改正した